



## 外国人の在留ビザ

4月からスタート  
「特定技能」

深刻な人材不足に苦しむ我が国で、外国人労働者が果たしてくれる役割は年々高まっています。これまでは、専門的なスキルを持っている方が、研修生として勉強に来られる方、ご結婚や永住権などの事情で日本に在留する方、もしくは留学生アルバイトなど限られたケースでしか働いてもらうことはできませんでした。しかし、研修性に関しては、それを修了した人は改めて日本で働く道が解禁されました。それが「特定技能」制度です。

34万人

今後5年間で増える見込み

全14業種

今後、拡大もあり得る

分野	5年間の受入見込み(人)	業務内容	雇用形態	特定技能1号		特定技能2号	
				技能試験	日本語試験	技能試験	
介護業	60,000	身体介護・付随業務(訪問系は対象外)	直接	4月	4月	未定	《それぞれ条件があります》
ビルクリーニング業	37,000	建築物内部の清掃	直接	秋～	秋～	未定	
素形材産業	21,500	鋳造、金属プレス加工	直接	年内	秋～	未定	
産業機械製造業	5,250	鉄鋼、溶接	直接	年内	秋～	未定	
電気・電子情報関連産業	4,700	電子機器組み立て	直接	年内	秋～	未定	
建設業	40,000	左官、鉄筋施工、土工etc	直接	年内	秋～	2021年度中	
造船・船用工業	13,000	溶接、塗装、機械加工etc	直接	年内	秋～	2021年度中	
自動車整備業	7,000	点検整備、分解整備	直接	年内	秋～	未定	
航空業	2,200	手荷物・貨物取扱、整備	直接	年内	秋～	未定	
宿泊業	22,000	フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス	直接	4月	4月	未定	
農業	36,500	栽培・飼養管理、集出荷	直接 派遣OK	年内	秋～	未定	
漁業	9,000	採捕、育成管理	直接 派遣OK	20年3月までに	秋～	未定	
飲食品製造業	34,000	製造・加工、安全衛生	直接	10月	秋～	未定	
外食業	53,000	調理、接客、店舗管理	直接	4月	4月	未定	

## 【表の見方について】

「分野」に記載された14業種についてのみ、特定技能の受入が認められています。そして、それぞれに5年間の上限が決められています。これは、今回の制度改正にあたって、本当に必要な人数を各業界毎に算出する作業があったためです。そのため、ひとまず5年間はこれが上限規制になりますので、ご注意が必要です。「業務内容」はそれぞれの従事できる内容です。

「雇用形態」については、農業と漁業が季節労働的な側面が大きく、それ故に人材確保が難しいという事情もあり、派遣業による受入が認められています。技能実習2号を修了している方々の場合は、特定技能1号に試験免除で入れますので、4月からはまずは技能実習経験者が中心に入国可能になるでしょう。介護分野が一番人材不足であり、ここも4月から一斉にスタートします。

そのほか、受入を希望される企業の皆様は、外国人の支援体制を整える必要があります。

宜しければお問い合わせください。